

## 特許非公開に関する検討会合（第 3 回）議事要旨

## 1 日時

令和 4 年 1 月 21 日（金）午後 1 時から午後 2 時までの間

## 2 場所

オンライン開催

## 3 出席委員

兼原 信克	同志社大学 特別客員教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 専務取締役
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

## 4 議事概要

## (1) 事務局説明

事務局から、資料（非公表）の内容について説明があった。

## (2) 意見交換

- 提言の内容の考え方については、これまで重ねてきた議論を集約していただくとともに、提言の文章については、誤解が生じることのないように、用語や表現を改めて整理していただきたい。例えば、第一国出願義務の対象とその義務が課せられる時点について。この関係で、提言骨子にあった「審査対象となる技術分野」という表現を見直していただく必要がある。審査には第一次と第二次があるので、「審査対象となる技術分野」となっているままだと、第一次の対象である年間 30 万件全てに第一国出願義務が課されることと解されかねない。義務の対象は第一次審査ではなく第二次審査にかかる発明と同一の範囲であるということが明確に分かる記載にいただきたい。
- 特許非公開制度を導入することに賛成する。外国企業に対抗すべく技術を持っている中小企業は特許を取得したいという気持ち強い。提言骨子には特許非公開制度の対象となるデュアルユース技術の分野については、対象に取り込む場合として、国費に

よる委託事業の成果である技術、防衛等の用途で開発された技術、出願人の了解がある場合の3つが例示されているが、その基準は運用の基準なり、法令なりで考え方を明らかにしていただきたい。

- 保全指定の前の意思確認の際に出願を取り下げて離脱する機会を与えることに賛成する。
- デュアルユース技術を対象にする場合にはその範囲を限定することは非常に重要であり、少なくとも政令で対象分野を規定することをお願いしたい。
- 米国は例外としても、諸外国でデュアルユース技術の世界に政府がどんどん秘密特許で踏み込んでいくことはないと承知している。特許非公開制度では限られた件数しか指定されないため、産業界にもあまり委縮する必要はないということを打ち出すべきではないか。
- 日本の動向を諸外国も見ているため、デュアルユース技術に踏み込むイメージが強く出て、諸外国から抵抗感を持たれないように、明確に説明していただきたい。
- 提言骨子に「保全措置がとられている間は、外国出願は、二国間協定等がある場合を除き、禁止すべきである」とあったが、現在、二国間協定を結んでいるのは米国だけと認識している。これを他国にも広げていくことは有益な面もあるのではないか。